

※改定後の全文は、平成27年10月20日以降、規約・特約ページ (<https://expy.jp/rules/>) をご確認ください。

現 行 (平成27年10月19日まで適用)	改 正 (平成27年10月20日以降に適用)
<p style="text-align: center;">エクスプレス・カード (E予約専用W) 会員規約</p> <p>第1条 (法人会員とカード使用者等)</p> <p>1. 本規約を承認のうえ、株式会社ジェーシービー (以下「JCB」という。) および東海旅客鉄道株式会社 (以下「JR東海」といい、JR東海とJCBを総称して「両社」という。) 所定の入会申込書等によってエクスプレス・カード (E予約専用W) への入会の申し込みをした官公庁、会社、社団、財団もしくはその他の団体 (以下「法人等」という。) で、両社が審査のうえ入会を承認した法人等を「法人会員」といいます。</p> <p>2. 法人会員が予めエクスプレス・カード (E予約専用W) の使用者として指定し、両社所定の方法により申請し、両社が承認した法人会員の役職員、社員、従業員等を「カード使用者」といいます。なお、カード使用者は、両社が特に承認した場合に限り、法人会員の一定の営業単位 (以下「部署」という。) のほか、法人会員のグループ会社等ならびにその部署、役職員、社員および従業員等その他の者が含まれます。</p> <p>3. 法人会員は、カード使用者に対し、法人会員に代わってエクスプレス・カード (E予約専用W) を利用する一切の権限 (以下「本代理権」という。) を授与するものとします。また、法人会員は、本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合には、両社所定の方法により、カード使用者によるエクスプレス・カード (E予約専用W) の利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p> <p>4. 法人会員とカード使用者を併せて「会員」といいます。また会員が、当社又は他社の定める運送約款 (旅客営業規則その他の運送約款。以下</p>	<p style="text-align: center;">エクスプレス・カード (E予約専用W) 会員規約</p> <p>第1条 (法人会員とカード使用者等)</p> <p>1. 本規約および本規約の一部を構成するものとして西日本旅客鉄道株式会社 (以下、「JR西日本」という。)が別途定める「<u>エクスプレス予約コーポレートサービス (E予約専用W) 規約 (その付則および特約を含む。)</u> (以下、「<u>EX予約コーポレート規約</u>」という。また、本規約とEX予約コーポレート規約を総称して「<u>本規約等</u>」といい、<u>本規約等に基づき提供するサービスを単に「エクスプレス予約コーポレートサービス」という。)</u>を承認のうえ、株式会社ジェーシービー (以下、「JCB」という。) および東海旅客鉄道株式会社 (以下「JR東海」といい、JR東海とJCBを総称して「両社」という。) 所定の入会申込書等によって、<u>本規約等を承認のうえ、両社が提携して発行する</u>エクスプレス・カード (E予約専用W) への入会の申し込みをした官公庁、会社、社団、財団もしくはその他の団体 (以下、<u>総称して</u>「法人等」という。) で、両社が審査のうえ入会を承認した法人等を「法人会員」といいます。</p> <p>2. 法人会員が予めエクスプレス・カード (E予約専用W) の使用者として指定し、両社所定の方法により申請し、両社が承認した法人会員の役職員、社員、従業員等を「カード使用者」といいます。なお、カード使用者は、両社が特に承認した場合に限り、法人会員の一定の営業単位 (以下、「部署」という。) のほか、法人会員のグループ会社等ならびにその部署、役職員、社員および従業員等その他の者が含まれます。</p> <p>3. 法人会員は、カード使用者に対し、法人会員に代わってエクスプレス・カード (E予約専用W) を利用する一切の権限 (以下、「<u>本代理権</u>」という。) を授与するものとします。また、法人会員は、本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合には、両社所定の方法により、カード使用者によるエクスプレス・カード (E予約専用W) の利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p> <p>4. 法人会員とカード使用者を併せて「会員」といいます。また会員が、当社または他社の定める運送約款 (旅客営業規則その他の運送約款。以下</p>

同じ。)で規定するIC乗車票による乗車等を認めた方をIC乗車票使用者といい、IC乗車票使用者は、IC乗車票の受取を除くIC乗車票の取扱いに限り、当社又は他社の定める運送約款で規定するEX-IC運送契約を締結した会員とみなします。

(中略)

6. 法人会員と両社との本規約を内容とする契約(以下「本契約」という。)は、両社が入会を承認したときに成立します。

第2条(本規約の遵守)

1. 法人会員は、本規約を遵守するものとします。
2. 法人会員は自ら本規約を遵守するほか、カード使用者に対し本規約を周知し、カード使用者をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、カード使用者が本規約に違反した場合には、両社に対し、一切の責任を負うものとします。

第3条(カード番号の発行、カードの貸与およびカードの管理)

1. 両社は、エクスプレス・カード(E予約専用W) として、法人会員用の基本カード番号と、基本カード番号1つにつき1つまたは複数発行されるカード使用者用の部署カード番号および部署カード番号1つにつき1つまたは複数発行されるハウスカード番号(以下、基本カード番号、部署カード番号およびハウスカード番号を総称して「カード番号」という。)を発行します。JCBは、法人会員から申請された情報に基づき審査のうえ、カード番号を発行するものとします。

(中略)

3. ハウスカード番号には、両社が、カード使用者ごとに発行する個人名発行形式(以下「個人名カード番号」という。)と部署ごとに発行する部署名発行形式(以下「共有カード番号」という。)があります。個人名カード番号は、両社に申請のうえ承認されたカード使用者本人のみが使用することができ、共有カード番号は両社に申請のうえ承認された部署に所属するカード使用者のみが使用することができます。法人会員は、個人名カード番号の発行に際して貸与カードが発行されている場合は、カード使用者をして当該貸与カードの所定欄に自己の署名をさせな

下、同じ。)で規定するIC乗車票による乗車等を認めた方をIC乗車票使用者といい、IC乗車票使用者は、IC乗車票の受取を除くIC乗車票の取扱いに限り、当社または他社の定める運送約款で規定するEX-IC運送契約を締結した会員とみなします。

(中略)

6. 法人会員と両社との本規約等を内容とする契約(以下、「本契約」という。)は、両社が入会を承認したときに成立します。

第2条(本規約等の遵守)

1. 法人会員は、本規約等を遵守するものとします。
2. 法人会員は自ら本規約等を遵守するほか、カード使用者に対し本規約等を周知し、カード使用者をして本規約等を遵守させる義務を負うものとし、カード使用者が本規約等に違反した場合には、両社に対し、一切の責任を負うものとします。

第3条(カード番号の発行、カードの貸与およびカードの管理)

1. 両社は、エクスプレス・カード(E予約専用W) について、法人会員用の基本カード番号と、基本カード番号1つにつき1つまたは複数発行されるカード使用者用の部署カード番号および部署カード番号1つにつき1つまたは複数発行されるハウスカード番号(以下、基本カード番号、部署カード番号およびハウスカード番号を総称して「カード番号」という。)を発行します。両社は、法人会員から申請された情報に基づき審査のうえ、JCBがカード番号を発行するものとします。

(中略)

3. ハウスカード番号には、両社が、カード使用者ごとに発行する個人名発行形式(以下、「個人名カード番号」という。)と部署ごとに発行する部署名発行形式(以下、「共有カード番号」という。)があります。個人名カード番号は、両社に申請のうえ承認されたカード使用者本人のみが使用することができ、共有カード番号は両社に申請のうえ承認された部署に所属する法人会員が指定したカード使用者のみが使用することができます。法人会員は、個人名カード番号の貸与カードが発行されている場合は、カード使用者は当該貸与カードの所定欄に自己の署名をし

ければなりません。また法人会員は、共有カード番号の発行に際して貸与カードが発行されている場合は、第4条第1項に規定する管理責任者をして当該貸与カードの所定欄に当該貸与カードが属する部署名を記載させなければなりません。

4. 両社は、貸与カードの有無にかかわらず、発行するカード番号、有効期限等に関する情報（以下「カード情報」という。）を書面その他の方法により法人会員に通知するものとします。

（中略）

第3条の2（カード番号の再発行）

1. 両社は、貸与カードの紛失、盗難、カード情報の消失、不正取得、改変、漏洩等の理由により法人会員が申請し、両社が審査のうえ承認した場合、カード番号を変更し、再発行します。ただし、新たに貸与カードは発行しないものとし、カード情報を書面その他の方法により法人会員に通知するものとします。また、貸与カードの破損、汚損等の理由による貸与カードの再発行は行いません。

（中略）

3. 前2項によるカード番号の変更により西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）が提供するエクスプレス予約コーポレートサービス（以下単に「エクスプレス予約コーポレートサービス」という。）における乗車券類の受取不能その他会員に生じた不利益ないし損害について、両社は一切責任を負わないものとします。

第4条（管理責任者）

1. 入会申込をする法人等または法人会員（以下併せて「法人会員等」という。）は、法人会員等の本規約に基づく入会申込手続、諸届出（退職等の異動情報を含む。）、退会手続その他手続に関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者（以下「管理責任者」という。）を選定し、両社に届け出るものとします。

（中略）

4. 管理責任者は、カード使用者に対する本規約の周知徹底、貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うものとします。また、

なければなりません。また法人会員は、共有カード番号の貸与カードが発行されている場合は、第4条第1項に規定する管理責任者は当該貸与カードの所定欄に当該貸与カードが属する部署名を記載しなければなりません。

4. 両社は、貸与カードの有無にかかわらず、発行するカード番号、有効期限等に関する情報（以下、「カード情報」という。）を書面その他の方法により法人会員に通知するものとします。

（中略）

第3条の2（カード番号の再発行）

1. 両社は、貸与カードの紛失、盗難、カード情報の消失、不正取得、改変、漏洩等の理由により法人会員が申請し、両社が審査のうえ承認した場合、カード番号を変更し、再発行します。ただし、新たに貸与カードは発行しないものとし、カード情報を書面その他の方法により法人会員に通知するものとします。また、貸与カードの破損、汚損等の理由による貸与カードの再発行は行いません。

（中略）

3. 前2項によるカード番号の変更によりエクスプレス予約コーポレートサービスにおける乗車券類の受取不能その他会員に生じた不利益ないし損害について、両社は一切責任を負わないものとします。

第4条（管理責任者）

1. 入会申込をする法人等または法人会員（以下、併せて「法人会員等」という。）は、法人会員等の本規約等に基づく入会申込手続、諸届出（退職等の異動情報を含む。）、退会手続その他手続に関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者（以下、「管理責任者」という。）を選定し、両社に届け出るものとします。

（中略）

4. 管理責任者は、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うものとします。ま

法人会員等は、本代理権をカード使用者に授与するにあたり、管理責任者がカード使用者に対して本規約を周知徹底すること、ならびに貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとします。

5. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員等は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。

第5条（カード番号の機能）

1. 会員は、事業費に伴う利用のために、東海道・山陽新幹線の乗車券類の購入決済を利用目的としてカード番号を利用することにより、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用することができます。なお、会員のエクスプレス予約コーポレートサービスの利用は、JR西日本が定める「エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約」（以下「EX予約コーポレート規約」という。）および「EX-ICサービス（E予約専用W）規約」によります。
2. 会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスにのみカード番号を利用ことができ、JR西日本の提供するエクスプレス予約コーポレートサービス以外のサービス、JR東海の提供する同様のサービス、その他のサービス等およびJCBの提供するサービス等にはカード番号を利用できません。

第6条（カード番号の有効期限）

1. カード番号の有効期限は両社が指定する年月の末日までとし、書面そ

た、法人会員等は、本代理権をカード使用者に授与するにあたり、管理責任者がカード使用者に対して本規約等を周知徹底すること、ならびに貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議ないものとします。

5. 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員等は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。

第4条の2（実務担当者）

1. 法人会員等は、管理責任者の行為を補佐し、管理責任者に代わって実務を行なう担当者（以下、「実務担当者」という。）を選定する場合は、両社に届け出るものとします。
2. 実務担当者は、本規約等により定められた管理責任者の行為を、管理責任者に代わって行なうことができるものとします。
3. 法人会員等は、実務担当者が管理責任者に代わってその行為を行なうことをあらかじめ承諾し、事由の如何を問わず、実務担当者が行なった行為に関し、管理責任者が行なった行為とされることについて異議ないものとします。また、法人会員等および管理責任者は、実務担当者に対して適宜適切な管理・指導を行なうものとします。

第5条（カード番号の機能）

1. 会員は、事業費に伴う利用のために、東海道・山陽新幹線の乗車券類の購入決済を利用目的としてカード番号を利用することにより、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用することができます。
2. 会員は、エクスプレス予約コーポレートサービスの提供を受ける場合、EXコーポレート規約を遵守し、所定の方法により利用するものとします。
3. 会員は、エクスプレス予約コーポレートサービス以外には、カード番号を利用できません。

第6条（カード番号の有効期限）

1. カード番号の有効期限は両社が指定する年月の末日までとし、書面そ

<p>他の方法により通知します。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 法人会員が、第25条第1項に定める退会の申し出により退会する場合、および法人会員の会員資格が、第25条第2項により喪失する場合は、基本カード番号が失効するとともに、部署カード番号およびハウスカード番号については、有効期限にかかわらず当然に失効するものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>第7条 (暗証番号)</p> <p>1. 削除</p> <p><u>2. 会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。ハウスカード番号利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カード番号を発行されている会員による利用とみなし、その利用代金はすべて法人会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失がないと両社が認めた場合には、この限りではありません。</u></p> <p><u>3. 法人会員は、両社所定の方法により暗証番号の変更登録を申し出ることができます。</u></p> <p>第8条 (届出事項の変更と情報の共有)</p> <p>1. 法人会員が両社に届け出た法人会員に係る名称、代表者、管理責任者、事業内容、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく実質的支配者、実務担当者、所在地、電話番号および、お支払口座 (第19条に定めるものをいう。) 等ならびにカード使用者に係る氏名、性別、生年月日、部署等 (以下「届出事項」という。) について変更があった場合には、法人会員は両社所定の方法により遅滞なく届け出なければなりません。</p> <p>(中略)</p> <p>第9条 (会員情報の収集等に関する同意)</p> <p>1. 法人会員等は、JCBが会員情報につき必要な保護措置を行ったうえ</p>	<p>他の方法により通知します。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 法人会員が、第25条第1項に定める退会の申し出により退会する場合、および法人会員の会員資格が、第25条第2項<u>および第25条の2</u>により喪失する場合は、基本カード番号が失効するとともに、部署カード番号およびハウスカード番号については、有効期限にかかわらず当然に失効するものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>第7条 (暗証番号)</p> <p>1. 削除</p> <p><u>2. (削る)</u></p> <p><u>3. (削る)</u></p> <p>第8条 (届出事項の変更と情報の共有)</p> <p>1. 法人会員が両社に届け出た法人会員に係る名称、代表者、管理責任者、事業内容、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく実質的支配者、実務担当者、所在地、電話番号およびお支払口座 (第19条に定めるものをいう。) 等、<u>ならびに</u>カード使用者に係る氏名、性別、生年月日<u>および</u>部署等 (以下、「届出事項」という。) について変更があった場合には、法人会員は両社所定の方法により遅滞なく届け出なければなりません。</p> <p>(中略)</p> <p>第9条 (会員情報の収集等に関する同意)</p> <p>1. 法人会員等は、JCBが会員情報につき必要な保護措置を行ったうえ</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

で以下のとおり取り扱うことに同意します。

(中略)

(2) JCBがカード番号の発行のために、以下の会員情報を収集、利用すること。

・カード使用者の氏名、生年月日、性別、部署等、法人会員等が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

(中略)

4. 法人会員等は、本条第1項(2)(3)(4)、第2項(1)(2)(3)(4)(5)、第3項および本項(1)(2)に定める事項、その他本規約に定めるカード使用者および管理責任者等の個人情報について目的を明示した文書の配布もしくは社内イントラネットに掲載する等して、法人会員等の責任においてカード使用者および管理責任者の同意を得るものとします。

(1) 本規約に基づきカード使用者および管理責任者に関する情報を法人会員等が両社に対し提供すること。

(2) 本規約に基づくカード番号の利用内容が両社から法人会員に対して提供されること。

(中略)

第11条(会員情報の取扱いに関する不同意)

1. 両社は、法人等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または第9条ないし第12条に定める会員情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることがあります。また、両社はカード使用者が第9条ないし第12条に定める会員情報の取扱いについて承諾できない場合は、法人会員の退会または当該カード使用者のカード番号の利用を停止する手続きをとることがあります。

2. 法人会員等が、第9条第4項の定めに従って、カード使用者または管理責任者から個人情報利用についての同意を得なかった場合、これによって生じた一切の責任について、法人会員等は自らの責任と負担においてこれを処理し、両社およびJR西日本に何らの損害および迷惑をかけるものとしません。

で以下のとおり取り扱うことに同意します。

(中略)

(2) JCBがカード番号の発行のために、以下の会員情報を収集、利用すること。

①カード使用者の氏名、生年月日、性別、部署等、法人会員等が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。

(中略)

4. 法人会員等は、本条第1項(2)(3)(4)、第2項(1)(2)(3)(4)(5)、第3項および本項(1)(2)に定める事項、その他本規約等に定めるカード使用者、管理責任者および実務担当者の会員情報の利用について目的を明示した文書の配布もしくは社内イントラネットに掲載する等して、法人会員等の責任においてカード使用者、管理責任者および実務担当者の同意を得るものとします。

(1) 本規約等に基づきカード使用者、管理責任者および実務担当者に関する情報を法人会員等が両社に対し提供すること。

(2) 本規約等に基づくカード番号の利用内容が両社から法人会員に対して提供されること。

(中略)

第11条(会員情報の取扱いに関する不同意)

1. 両社は、法人等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または第9条ないし第12条に定める会員情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることがあります。また、両社はカード使用者が第9条ないし第12条に定める会員情報の取扱いについて承諾できない場合は、法人会員の退会または当該カード使用者のカード番号の利用を停止する手続きをとることがあります。

2. 法人会員等が、第9条第4項の定めに従って、カード使用者、管理責任者または実務担当者から会員情報利用についての同意を得なかった場合、これによって生じた一切の責任について、法人会員等は自らの責任と負担においてこれを処理し、両社およびJR西日本に何らの損害および迷惑をかけるものとしません。

3. 前項に関して両社およびJ R西日本がカード使用者または管理責任者から損害賠償請求やこれに類する請求その他の異議を受け、これにより損害を被った場合は、法人会員等はその損害を賠償するものとします。

第12条（契約不成立時および退会後の個人情報の利用）

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんを問わず、第9条に定める目的（ただし、第9条第2項（2）③に定める営業案内を除く。）で一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 第25条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第9条に定める目的（ただし、第9条第2項（2）③および第3項に定める営業案内を除く。）ならびに開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社およびJ R西日本が定める所定の期間、会員情報を保有し、利用します。

（中略）

第19条（カード番号利用代金の支払）

法人会員は、標準期間において、会員がエクスプレス予約コーポレートサービスにおいてカード番号利用を行った場合、当該カード番号利用代金を約定支払日にJ C B指定の銀行口座に振り込んで支払うものとします。振込手数料は法人会員の負担とします。なお、予めJ C Bの承諾があった場合は、法人会員が届け出た金融機関預金口座等（法人会員名義の口座等を届け出るものとする。以下総称して「お支払口座」という。）からの口座振替（ただし、口座振替の場合の約定支払日は翌々月10日とします。以下、同じ。）の方法による支払いに替えることができます。

ただし、事務上の都合により約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、J C Bが特に指定した場合には、J C B所定の他の支払方法（所定の手数料が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合にはお支払口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、法人会員がJ C B所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、法人会員が本規約に基づきJ C Bに支払うべき金額を超えて

3. 前項に関して両社およびJ R西日本がカード使用者、管理責任者または実務担当者から損害賠償請求やこれに類する請求その他の異議を受け、これにより損害を被った場合は、法人会員等はその損害を賠償するものとします。

第12条（契約不成立時および退会後の会員情報の利用）

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由の如何を問わず、第9条に定める目的（ただし、第9条第2項（2）③に定める営業案内を除く。）で一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 第25条および第25条の2に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第9条に定める目的（ただし、第9条第2項（2）③および第3項に定める営業案内を除く。）ならびに開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社およびJ R西日本が定める所定の期間、会員情報を保有し、利用します。

（中略）

第19条（カード番号利用代金の支払）

1. 法人会員は、標準期間において、会員がエクスプレス予約コーポレートサービスにおいてカード番号利用を行った場合、当該カード番号利用代金を約定支払日にJ C B指定の銀行口座に振り込んで支払うものとします。振込手数料は法人会員の負担とします。なお、予めJ C Bの承諾があった場合は、法人会員が届け出た金融機関預金口座等（法人会員名義の口座等を届け出るものとする。以下、総称して「お支払口座」という。）からの口座振替（ただし、口座振替の場合の約定支払日は翌々月10日とします。以下、同じ。）の方法による支払いに替えることができます。

ただし、事務上の都合により約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、J C Bが特に指定した場合には、J C B所定の他の支払方法（所定の手数料が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合にはお支払口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、法人会員がJ C B所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、法人会員が本規約に基づきJ C Bに支払うべき金額を超えて

J C Bに対する支払いをした場合、J C Bは翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを法人会員は承諾するものとします。なお、J C Bは法人会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額からJ C Bが法人会員に返金すべき金額を差し引くことができます。

(中略)

第23条 (J C Bの債権譲渡の承諾)

法人会員は、J C Bが必要と認めた場合、J C Bが法人会員に対して有するカード番号利用に係る債権を信託銀行等第三者に譲渡すること、または担保に入れることを予め異議なく承認するものとします。

第24条 (期限の利益の喪失)

法人会員は、次のいずれかに該当する場合、(1) ないし (5) においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(6) ないし (8) においてはJ C Bの請求により、J C Bに対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。

(1) 法人会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。

(中略)

(7) 会員が本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
(8) 第25条第2項 (1) ないし (3) の事由に基づき法人会員が本規約に基づく会員資格を喪失したとき。

第25条 (退会および会員資格の喪失等)

1. 法人会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、J C Bに対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、法人会員は、本規約に基づきJ C Bに対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払いの責めを

J C Bに対する支払いをした場合、J C Bは翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを法人会員は承諾するものとします。なお、J C Bは法人会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額からJ C Bが法人会員に返金すべき金額を差し引くことができます。

2. J R西日本所定の方法により決定されたエクスプレス予約コーポレートサービスにおける還元は、J R西日本より受託したJ C Bが、J C B所定の方法によりエクスプレス予約コーポレートサービスにおけるカード番号利用代金から差し引くことにより行なうものとします。ただし、J R西日本は、他の方法により還元を行なうことがあります。

(中略)

第23条 (J C Bの債権譲渡の承諾)

法人会員は、J C Bが必要と認めた場合、J C Bが法人会員に対して有するカード番号利用に係る債権をJ C Bが信託銀行等第三者に譲渡すること、または担保に入れることを予め異議なく承認するものとします。

第24条 (期限の利益の喪失)

法人会員は、次のいずれかに該当する場合、(1) ないし (5) においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(6) ないし (8) においてはJ C Bの請求により、J C Bに対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。

(1) 法人会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。

(中略)

(7) 会員が本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
(8) 第25条第2項 (1) ないし (3) および第25条の2の事由に基づき法人会員が本規約に基づく会員資格を喪失したとき。

第25条 (退会および会員資格の喪失等)

1. 法人会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、J C Bに対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、法人会員は、本規約に基づきJ C Bに対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払いの責めを

負うものとしします。なお、法人会員が退会する場合、カード使用者の資格は当然に喪失するものとしします。

2. 法人会員（(6) のときは、(6) に該当するカード使用者）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4) および (5) においては当然に、(2)、(3) および (6) においては J C B が会員資格の喪失の通知をしたときに、本規約に基づく会員資格を喪失します。なお、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失するものとしします。また、法人会員は、会員資格喪失後に会員がカード番号を利用した場合にも支払義務を負うものとしします。

- (1) 法人会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (2) 会員が本規約に違反したとき。
- (3) 法人会員の信用状態に重大な変化が生じたとき もしくは 生じるおそれがあると J C B または J R 東海が判断したとき または 換金目的によるカード番号利用等カード番号の利用状況が適当でないとき J C B または J R 東海が判断したとき。

(中略)

4. カード使用者は、法人会員が、両社所定の方法によりカード使用者による部署カード番号もしくはハウスカード番号の利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、部署カード番号もしくはハウスカード番号が失効するものとしします。

(中略)

7. 第1項 ないし 第4項の場合、貸与カードがあれば J C B の指示に従って直ちに当該貸与カードを返還するか、当該貸与カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとしします。

負うものとしします。なお、法人会員が退会する場合、カード使用者は 会員資格およびエクスプレス予約コーポレートサービスの利用 資格を喪失するものとしします。

2. 法人会員（(6) のときは、(6) に該当するカード使用者）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4) および (5) においては当然に、(2)、(3) および (6) においては J C B が会員資格の喪失の通知をしたときに、本規約に基づく会員資格を喪失します。なお、法人会員が会員資格を喪失した場合、カード使用者は会員資格およびエクスプレス予約コーポレートサービスの利用資格を喪失するものとしします。 また、法人会員は、会員資格喪失後に会員がカード番号を利用した場合にも支払義務を負うものとしします。

- (1) 法人会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (2) 会員が本規約に違反したとき。
- (3) 法人会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または 生じるおそれがあると J C B または J R 東海が判断したとき、もしくは 換金目的によるカード番号利用等カード番号の利用状況が適当でないとき J C B または J R 東海が判断したとき。

(中略)

4. カード使用者は、法人会員が、両社所定の方法によりカード使用者による部署カード番号 または ハウスカード番号の利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、エクスプレス予約コーポレートサービスの利用資格を当然に喪失するとともに、 部署カード番号もしくはハウスカード番号が失効するものとしします。

(中略)

7. 第1項 または 第4項の場合、貸与カードがあれば J C B の指示に従って直ちに当該貸与カードを返還するか、当該貸与カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとしします。

第25条の2（営利目的等に対する会員資格の喪失等）

法人会員は、以下のいずれかに該当したと、J R 東海、J R 西日本または J C B が判断した場合、両社は入会を謝絶し、または何らかの通知・催告をすることなく、カード利用を停止させること、または会員資格を喪失

第26条（貸与カードの紛失、盗難、カード情報の漏洩による責任の区分）

- 貸与カードの紛失、盗難、もしくはカード情報の漏洩等により、他人にカード番号を使用された場合、そのカード番号を使用した決済の利用代金は法人会員の負担とします。
- 第1項にかかわらず、会員が貸与カードの紛失、盗難、もしくはカード情報の漏洩等の事実を速やかにJCBに届け出るとともに、貸与カードの紛失、盗難にあつては所轄の警察署へ届け出、かつJCBの請求により所定の紛失、盗難届をJCBに提出した場合には、JCBは法人会員に対してJCBが届け出を受けた日の60日前以降のカード番号の利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りではありません。
 - 会員が第3条第3項または第5項に違反したとき。
 - 法人会員もしくはカード使用者の役職員、社員、従業員等（過去にこれらであった者を含む。以下、これらを総称して「従業員等」という。）、または従業員等の家族、同居人等、法人会員の関係者（過去に関係者であった者を含む。）がカード番号を使用したとき。

（中略）

- 会員がJCBの請求する書類を提出しなかったとき、またはJCB等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。
- ハウスカード番号使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき。（第7条第2項のただし書きの場合を除く）
- 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難、漏洩等が生じたとき。

（中略）

させることができるものとします。

- カード利用の一部または全部を自らは使用しない等、転売または換金等の目的において、相当と認められる数量または頻度を超えてエクスプレス予約コーポレートサービスを利用して乗車券類を購入したとき。
- エクスプレス予約コーポレートサービスを利用して購入した乗車券類の一部または全部を、直接的・間接的を問わず営利目的のために転売または換金行為を試み、もしくは実行したとき。

第26条（貸与カードの紛失、盗難、カード情報の漏洩による責任の区分）

- 貸与カードの紛失、盗難、もしくはカード情報の漏洩等により、他人にカード番号を使用された場合、そのカード番号を使用した決済の利用代金は法人会員の負担とします。
- 第1項にかかわらず、会員が貸与カードの紛失、盗難、もしくはカード情報の漏洩等の事実を速やかにJCBに届け出るとともに、貸与カードの紛失、盗難にあつては所轄の警察署へ届け出、かつJCBの請求により所定の紛失、盗難届をJCBに提出した場合には、JCBは法人会員に対してJCBが届け出を受けた日の60日前以降のカード番号の利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りではありません。
 - 会員が第3条第3項または第5項に違反したとき。
 - 法人会員、もしくはカード使用者の役職員、社員、従業員等、その家族または同居人等法人会員の関係者（過去にこれらであった者を含む。）がカード番号を使用したとき。

（中略）

- 会員がJCBの請求する書類を提出しなかったとき、またはJCB等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき。
- 削除
- 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難、漏洩等が生じたとき。

（中略）

第30条（本規約およびその改定）

本規約は、会員と両社、または両社のいずれかとの一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約が改定され、両社、または両社のいずれかがその内容を書面その他の方法により通知した後に会員のいずれかがカード番号を利用した場合、会員が当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

第31条（誓約事項等）

1. 法人会員は、本契約締結時および将来にわたって、会員等が、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてJR東海もしくはJCBの信用を毀損し、またはJR東海もしくはJCBの業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを誓約するものとします。

（中略）

4. 両社が、前条の規定に基づいて、本契約の全部または一部を解除した結果により、会員に損害が生じたとしても、両社はこれによる一切の損害を賠償しないものとします。

（中略）

第30条（本規約およびその改定）

1. 本規約は、会員と両社、または両社のいずれかとの一切の契約関係に適用されます。
2. 本規約等の内容は、エクスプレス予約案内サイト (<https://expy.jp/>) 等への掲示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他両社が適当と認める方法により通知するものとします。
3. 将来本規約等が改定され、両社、または両社のいずれかがその内容を書面その他の方法により通知した後に会員のいずれかがカード番号を利用した場合、会員が当該改定内容を承認したものとみなします。なお、本規約等と相違する他の規約または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

第31条（誓約事項等）

1. 法人会員は、本契約締結時および将来にわたって、会員等が、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてJR東海もしくはJCBの信用を毀損し、またはJR東海もしくはJCBの業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下、総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを誓約するものとします。

（中略）

4. 両社が、前二項の規定に基づいて、本契約の全部もしくは一部を解除、またはカードの利用を一時的に停止等した結果により、会員に損害が生じたとしても、両社はこれによる一切の損害を賠償しないものとします。

（中略）

本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関するお問い合わせおよびご相談については下記にご連絡ください。なお、J C Bでは会員情報保護の徹底を推進する管理責任者等として個人情報統括責任者（コンプライアンス統括部 担当役員）を設置しております。

(以下略)

(精算業務の委託に関する特約)

本特約は、「エクスプレス・カード (E 予約専用W) 会員規約」(以下「カード会員規約 (W)」という。) で定める法人会員が株式会社ジェーシービー (以下「J C B」という。) に対する債務の支払いに関する業務 (以下「精算業務」という。) を J C B および東海旅客鉄道株式会社 (以下「J R 東海」という。) が承認した第三者 (以下「業務受託者」という。) に委託する場合に適用されます。

第 1 条 (精算業務の委託)

1. カード会員規約 (W) に規定する法人会員等 (以下単に「法人会員等」という。) が、第三者にカード会員規約 (W) に係る精算業務の委託を希望する場合または委託先の変更を希望する場合には、J C B および J R 東海 が定める申込書に必要事項を記載し、J C B および J R 東海 が定める精算業務受託に関する届出書に当該第三者をして必要事項を記載させた上、両書を J C B および J R 東海 に提出することにより申し込む

第 3 2 条 (守秘義務)

法人会員は、本規約等に定める事項のほか、エクスプレス予約コーポレートサービスに関して両社または J R 西日本と個別に取り交わす取引条件等、営業上の機密事項についての一切を第三者に漏らさないものとします。また、両社または J R 西日本において法人会員による第三者への当該情報漏洩が判明した場合は、その内容如何に拘わらず、両社または J R 西日本は法人会員に対し、当該漏洩により被った損害について、賠償の請求ができることとします。

本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関するお問い合わせおよびご相談については下記にご連絡ください。なお、J C Bでは会員情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者（コンプライアンス統括部 担当役員）を設置しております。

(以下略)

(精算業務等の委託に関する特約)

本特約は、「エクスプレス・カード (E 予約専用W) 会員規約」(以下「カード会員規約 (W)」という。) で定める法人会員が株式会社ジェーシービー (以下「J C B」という。) に対する債務の支払いに関する業務 (以下「精算業務」という。) 等 を J C B および東海旅客鉄道株式会社 (以下「J R 東海」といい、J C B および J R 東海を総称して「両社」という。) が承認した第三者 (以下「業務受託者」という。) に委託する場合に適用されます。

第 1 条 (精算業務の委託)

1. 法人会員が、第三者にカード会員規約 (W) に係る精算業務の委託を希望する場合または委託先の変更を希望する場合には、両社 が定める申込書に必要事項を記載し、両社 が定める精算業務受託に関する届出書に当該第三者をして必要事項を記載させた上、両書を 両社 に提出することにより申し込むものとします。

ものとしします。

2. 前項の申し込みを受け、JCBおよびJR東海が承諾した場合には、法人会員は当該第三者（以下「業務受託者」という。）に精算業務の委託を開始または変更するものとしします。
3. 前項により法人会員が精算業務を業務受託者に委託を開始または変更したときは、JCBおよびJR東海が、カード会員規約（W）第19条及び第20条に定めるカード番号利用代金の受領、ご利用代金明細書の通知およびこれに対する異議その他のカード会員規約（W）に定める法人会員とのやり取りを、業務受託者との間でしたときは、法人会員と当該やり取りをしたものとみなします。

第2条（個人情報）の取扱

1. 法人会員等は、本項（1）（2）に定める個人情報の利用について、法人会員等の責任において、カード会員規約（W）に定めるカード使用者（以下、単に「カード使用者」という。）及び管理責任者（以下、単に「管理責任者」という。）の同意を得るものとしします。
 - （1）カード会員規約（W）および本特約に基づきカード使用者及び管理責任者に関する情報を業務受託者がJCBおよびJR東海に提供すること。
 - （2）カード会員規約（W）および本特約に基づきカード番号の利用内容をJCBおよびJR東海が業務受託者に提供すること。
2. 法人会員等が前項の定めに従ってカード使用者または管理責任者から個人情報の利用についての同意を得なかった場合、これによって生じた一切の責任について、法人会員等は法人会員等の責任と負担においてこれを処理し、JCBおよびJR東海に何らの損害および迷惑をかけないものとしします。
3. 前項に関して、JCBおよびJR東海がカード使用者または管理責任者から損害賠償請求やこれに類する請求その他異議を受け、これにより損害を被った場合は、法人会員等はその損害を賠償するものとしします。

第3条（連帯責任）

法人会員は、業務受託者の精算業務に関する一切の行為について、JCBおよびJR東海に対して連帯して責任を負うものとしします。

2. 両社は前項の申し込みを受けた場合で相当と判断したときは、法人会員の精算業務を業務受託者に委託することを承諾するものとし、これを以て法人会員は精算業務の委託を開始または変更するものとしします。
3. 前項により法人会員が精算業務を業務受託者に委託を開始または変更した以降、両社が、カード会員規約（W）第19条および第20条に定めるカード番号利用代金の受領、ご利用代金明細書の通知およびこれに対する異議その他のカード会員規約（W）に定める法人会員とのやり取りを、業務受託者との間でしたときは、法人会員と当該やり取りをしたものとみなします。

第2条（会員情報）の取扱

1. 法人会員は、本項（1）（2）に定める会員情報の利用について、法人会員の責任において、カード会員規約（W）に定めるカード使用者、管理責任者および実務担当者の同意を得るものとしします。
 - （1）カード会員規約（W）および本特約に基づきカード使用者、管理責任者および実務担当者に関する情報を業務受託者が両社に提供すること。
 - （2）カード会員規約（W）および本特約に基づきカード番号の利用内容を両社が業務受託者に提供すること。
2. 法人会員が前項の定めに従ってカード使用者、管理責任者または実務担当者から会員情報の利用についての同意を得なかった場合、これによって生じた一切の責任について、法人会員は法人会員の責任と負担においてこれを処理し、両社に何らの損害および迷惑をかけないものとしします。
3. 前項に関して、両社がカード使用者、管理責任者または実務担当者から損害賠償請求やこれに類する請求その他異議を受け、これにより損害を被った場合は、法人会員はその損害を賠償するものとしします。

第3条（連帯責任）

法人会員は、業務受託者の精算業務に関する一切の行為について、両社に対して連帯して責任を負うものとしします。

第4条（管理責任者）

両社は、第1条に基づき法人会員が精算業務を業務受託者に委託する場

第4条（合意管轄裁判所）

法人会員は、本特約に関して、法人会員と JCBおよびJR東海、または JCB、JR東海のいずれかとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらずJCBまたはJR東海の本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第5条（準拠法）

本特約は日本法を準拠法とするものとします。

第6条（本特約の改定）

本特約が改定され、JCBおよびJR東海のいずれかがその内容を書面その他の方法により法人会員に通知した後に業務受託者が精算業務を行った場合、法人会員は当該改定内容を承認したものとみなします。

第7条（本特約の失効）

カード会員規約（W）第25条に基づき法人会員が退会 又 は会員資格を喪失した場合、本特約は失効するものとします。

合において、管理責任者を業務受託者から選任したい旨の申し出を法人会員より受けた場合、その裁量において必要性・相当性を判断のうえ決定することができるものとします。本条に基づく管理責任者が選任された場合、法人会員は、管理責任者が、カード使用者の指定、カード使用者に対する本規約等の周知徹底、貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理・指導、および両社との連絡調整等、両社所定の事項およびそれに関連する事項につき法人会員を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員の行った行為とされることについて異議のないものとします。

第4条の2（実務担当者）

前条に基づき管理責任者が選任された場合、法人会員は、実務担当者を業務受託者から選任することができるものとします。この場合、法人会員は、管理責任者の行為を実務担当者が管理責任者に代わって行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、実務担当者が行った行為とされることについて異議のないものとします。

第5条（合意管轄裁判所）

法人会員は、本特約に関して、法人会員と 両社、またはJCB、もしくは JR東海のいずれかとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらずJCBまたはJR東海の本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第6条（準拠法）

本特約は日本法を準拠法とするものとします。

第7条（本特約の改定）

本特約が改定され、JCB または JR東海のいずれかがその内容を書面その他の方法により法人会員に通知した後に業務受託者が精算業務を行った場合、法人会員は当該改定内容を承認したものとみなします。

第8条（本特約の失効）

カード会員規約（W）第25条 および第25条の2に基づき法人会員が退会 また は会員資格を喪失した場合、本特約は失効するものとします。

第8条（残存効）

法人会員の業務受託者への精算業務の委託が終了した後も、本特約第2条第2項および第3項、第3条ないし第5条ならびに本条は、なお効力を有するものとします。

第9条（支払いの相殺）

法人会員においてJCBに対し支払うべき残債務が存在している場合、**精算**受託者からのJCBへの支払いを、**いか**なる場合でも当該法人会員からJCBへの支払いとみなし、JCBの残債務に充当できるものとします。

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約

第1条（概要）

1. 本規約は、「エクスプレス・カード（E予約専用W）会員規約」（以下「カード会員規約」という。）で定める法人会員（以下「法人会員」という。）に対して、西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が提供する、エクスプレス予約コーポレートサービス（以下「本サービス」という。）の取扱について定める。なお、法人会員は本規約の内容について、カード会員規約に定めるカード使用者（以下「カード使用者」という。）に周知する義務を負うものとし、カード使用者が本規約に違反した場合には当社に対し、一切の責任を負うものとする。法人会員およびカード使用者は本規約を承認し、遵守する。
2. 法人会員は、カード会員規約に定める管理責任者（以下「管理責任者」という）が、当社との連絡調整等、当社所定の事項およびそれに関連する事項につき法人会員を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員の行った行為とされることについて異議ないものとする。また、法人会員は、当社に対する諸手続を管理責任者が法人会員に代わって行うことをあらかじめ承諾する。
3. 管理責任者は、カード使用者に対する本規約の周知徹底を行うものとする。また、法人会員は、管理責任者がカード使用者に対して本規約を周知徹底することを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員の行った行為とされることについて異議ないものとする。

第9条（残存効）

法人会員の業務受託者への精算業務の委託が終了した後も、本特約第2条第2項および第3項、第3条ないし第6条ならびに本条は、なお効力を有するものとします。

第10条（支払いの相殺）

法人会員においてJCBに対し支払うべき残債務が存在している場合、**業務**受託者からのJCBへの支払いを、**如何**なる場合でも当該法人会員からJCBへの支払いとみなし、JCBの残債務に充当できるものとします。

エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用W）規約

第1条（概要）

1. 本規約は、「エクスプレス・カード（E予約専用W）会員規約」（以下、「カード会員規約」という。）で定める法人会員（以下、「法人会員」という。）に対して、西日本旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するエクスプレス予約コーポレートサービス（以下、「本サービス」という。）の取扱**い**について定める。なお、法人会員は本規約の内容について、カード会員規約に定めるカード使用者（以下、「カード使用者」という。）に周知する義務を負うものとし、カード使用者が本規約に違反した場合には当社に対し、一切の責任を負うものとする。法人会員およびカード使用者は本規約を承認し、遵守する。
2. 法人会員は、カード会員規約に定める管理責任者**および実務担当者**（以下、**総称して**「管理責任者**等**」という。）が、当社との連絡調整等、当社所定の事項およびそれに関連する事項につき法人会員を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者**等**の行った行為に関し、法人会員の行った行為とされることについて異議ないものとする。また、法人会員は、当社に対する諸手続を管理責任者**等**が法人会員に代わって行うことをあらかじめ承諾する。
3. 管理責任者**等**は、カード使用者に対する本規約の周知徹底を行うものとする。また、法人会員は、管理責任者**等**がカード使用者に対して本規約を周知徹底することを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者**等**の行った行為に関し、法人会員の行った行為とされることについて異議ないものとする。

4. 本サービスの内容はエクスプレス予約案内サイト (<http://expy.jp/>)等に掲示するものとする。

5. 当社は、事前に法人会員及びカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は変更後の内容のみ有効とする。本規約を変更した場合、法人会員及びカード使用者が本サービスまたはE X - I Cサービス (E 予約専用W) 規約に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の規約に同意したものとみなされる。

6. 当社は、前項の変更起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負わない。

第2条 (エクスプレス予約利用資格)

1. カード使用者 (カード番号がハウスカード番号の場合。なお、ハウスカード番号とはカード会員規約第3条のハウスカード番号をいう。以下同じ。) は、カード会員規約に定めるエクスプレス・カード (E 予約専用W) を利用することにより、本サービスを利用することができるものとし、利用に際しては、エクスプレス・カード (E 予約専用W) のカード番号の入力等のその他の当社が定める本サービス利用のための登録手続 (以下「登録手続」という。) を行うものとする。登録手続においては、当社が要求する情報全てを正確に登録しなければならない。

2. カード使用者は、登録手続により通知する I D および任意に登録したパスワードを使用することにより本サービスを利用することができる。なお、初回のインターネットによる購入の申込のときには、カード使用者または管理責任者 (カード番号が基本カード番号、部署カード番号の場合。なお、基本カード番号とはカード会員規約第3条の基本カード番号、部署カード番号とはカード会員規約第3条の部署カード番号をいう。以下同じ。) は、当社がカード使用者に通知する際に使用する電子メールアドレスおよび連絡する際に使用する電話番号 (以下「連絡先電話番号」という。) を登録しなければならない。

3. 当社は、法人会員が次のいずれかに該当する場合、法人会員に通知、催告を行ったうえで、本サービスの利用の利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができる。

(1) 本サービスにおける法人会員の1ヶ月あたりのカード番号利用代金額が、50万円を下回った場合。

(2) 本サービスにおける法人会員の1ヶ月あたりのカード番号利用代金

4. 本規約等の内容は、エクスプレス予約案内サイト (<https://expy.jp/>)等への掲示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により通知する者とする。

5. 当社は、事前に法人会員およびカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は変更後の内容のみ有効とする。本規約を変更した場合、法人会員およびカード使用者が本サービスまたはE X - I Cサービス (E 予約専用W) 規約に定めるサービスを利用したことをもって、変更後の規約に同意したものとみなされる。

6. 当社は、前項の変更起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、一切の責任を負わない。

第2条 (本サービスの利用および利用資格)

1. カード使用者 (カード番号がハウスカード番号の場合。なお、ハウスカード番号とはカード会員規約第3条のハウスカード番号をいう。以下、同じ。) は、カード会員規約に定めるエクスプレス・カード (E 予約専用W) を利用することにより、本サービスを利用することができるものとし、利用に際しては、エクスプレス・カード (E 予約専用W) のカード番号の入力等その他の当社が定める本サービス利用のための登録手続 (以下、「登録手続」という。) を行うものとする。登録手続においては、当社が要求する情報全てを正確に登録しなければならない。

2. カード使用者は、登録手続により通知する I D および任意に登録したパスワードを使用することにより本サービスを利用することができる。なお、初回のインターネットによる購入の申込のときには、カード使用者または管理責任者等 (カード番号が基本カード番号、部署カード番号の場合。なお、基本カード番号とはカード会員規約第3条の基本カード番号、部署カード番号とはカード会員規約第3条の部署カード番号をいう。以下、同じ。) は、当社がカード使用者に通知する際に使用する電子メールアドレスおよび連絡する際に使用する電話番号 (以下、「連絡先電話番号」という。) を登録しなければならない。

3. 当社は、法人会員が次のいずれかに該当する場合、法人会員に通知、催告を行ったうえで、本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができる。

(1) 本サービスにおける法人会員の1ヶ月あたりのカード番号利用代金額が、50万円を下回った場合。

(2) 本サービスにおける法人会員の1ヶ月あたりのカード番号利用代金

額を、毎月末時点におけるハウスカード番号の合計枚数で除して算出したハウスカード番号1枚あたりのカード番号利用代金額が、1回でも3千円を下回った場合。

4. 当社は、法人会員、カード利用者または管理責任者が次のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに本サービスの利用の利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができる。
- (1) 本規約、当社または他社の定める運送約款または法令の定め違反した場合。
 - (2) カード会員規約が失効した場合または法人会員がカード会員規約に定める会員資格を喪失した場合。
 - (3) カード会員規約に定める本代理権を喪失した場合。
 - (4) 第1項による登録または次条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合。
 - (5) 第1項による登録または次条により修正された電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により当社からの連絡がとれなくなった場合。
 - (6) その他、本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合。
5. 法人会員は、退会手続を行う場合、カード会員規約に定める方法により退会を申し出る必要がある。

第3条（会員情報の登録・修正）

カード利用者または管理責任者は、当社がカード利用者または管理責任者に通知する際に使用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号、またはこれらを回数問わず修正登録したもの（以下「会員情報」という。）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとする。

第4条（利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、原則として当社が別に定めるWebサイト上で周知するものとする。
2. 本サービスを利用した乗車券類の購入、変更、払戻（以下「購入等」という。）の受付期間、受付時間および所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、当社が別に定めるところによるものとする。

額を、毎月末時点におけるハウスカード番号の合計枚数で除して算出したハウスカード番号1枚あたりのカード番号利用代金額が、1回でも3千円を下回った場合。

4. 当社は、法人会員、カード利用者または管理責任者等が次のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができる。
- (1) 本規約、当社または他社の定める運送約款または法令の定め違反した場合。(本サービスをその違反の手段として利用した場合を含む)
 - (2) カード会員規約が失効した場合または法人会員がカード会員規約に定める会員資格を喪失した場合。
 - (3) カード会員規約に定める本代理権を喪失した場合。
 - (4) 第1項による登録または第3条により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合。
 - (5) 第1項による登録または第3条により修正された電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により当社からの連絡がとれなくなった場合。
 - (6) 第24条に違反している、または疑いがあると当社が認めたとき。
 - (7) その他、本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合。
5. 法人会員は、退会手続を行う場合、カード会員規約に定める方法により退会を申し出る必要がある。

第3条（会員情報の修正）

カード利用者または管理責任者等は、当社がカード利用者または管理責任者等に通知する際に使用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号（以下、「会員情報」という。）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとする。

第4条（利用環境、受付期間、受付時間、回答時間等）

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社のエクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>) (以下、「エクスプレス予約HP」という。))により周知するものとする。
2. 本サービスを利用した乗車券類の購入、変更、払戻（以下「購入等」という。）の受付期間、受付時間および所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、当社が別に定めるところによるものとする。

(中略)

第6条 (回答方法、決済)

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、又はカード使用者若しくは管理責任者がお客様情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとする。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、カード使用者又は管理責任者がお客様情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行うものとする。

(中略)

4. カード使用者が第2項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカード番号により決済手続が行われるものとする。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額はカード会員規約に定めるカード番号利用可能枠（以下「カード番号利用枠」という。）による制限を受けるものとする。

5. 削除

6. 乗車券類の変更、払戻等により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカード番号により決済することとする。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払戻を決済する。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード番号利用可能枠による制限を受ける場合があるものとする。

第6条の2 (カード使用者の問い合わせ窓口)

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、JR西日本「エクスプレス予約サポートダイヤル」（以下「EXサポートダイヤル」という。）にて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社ホームページ上に掲示する。

(中略)

第6条 (回答方法、決済)

1. カード使用者の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、またはカード使用者もしくは管理責任者等が会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとする。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話（テキストサイト）・スマートフォン専用サイトでの申込を除く。）に対する当社からの回答の通知は、カード使用者または管理責任者等が会員情報として登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行うものとする。

(中略)

4. カード使用者が第2項の乗車券類の購入等を行った時点において、カード使用者のカード番号により決済手続が行われるものとする。したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額はカード会員規約に定めるカード番号利用可能枠（以下、「カード番号利用枠」という。）による制限を受けるものとする。また、乗車券類の購入可能件数は、エクスプレス予約HPにより周知するものとする。

5. 乗車券類の変更、払戻等により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカード番号により決済することとする。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払戻を決済する。したがって、カード使用者の本サービスを利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード番号利用可能枠による制限を受ける場合があるものとする。

第6条の2 (カード使用者の問い合わせ窓口)

1. カード使用者から本サービスの利用方法に関する質問等については、JR西日本「エクスプレス予約サポートダイヤル」（以下、「EXサポートダイヤル」という。）にて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社ホームページ上等に掲示する。

(中略)

第9条 (受取)

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、前条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。
2. カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別途定める「EX-ICサービス（E予約専用W）規約」（以下「IC規約（E予約専用W）」という。）の定めにより東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」という。）が貸与するEX-ICカードまたはカード会員規約第3条に定める貸与カードを当社が別に定める方法により使用し、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければならない。ただし、当社のみどりの窓口等で貸与カードにより受取を行う場合は、本サービスログイン時に入力するパスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとする。

(中略)

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに以下のように取り扱うものとする。
 - (1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用**及**びグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行う。
 - (2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用**及**びグリーン車用は一切払戻を行わない。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行う。

(中略)

第11条 (還元)

法人会員またはカード使用者が本サービスにおいてカード番号利用を行った場合、当社は、当社所定の方法により決定された本サービスにおけるカード番号利用代金の一部を法人会員に対し還元することがある。還元

(中略)

第9条 (受取)

1. カード使用者は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、前条第1項により当社が保管をしている乗車券類の受取を行うものとする。
2. カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別途定める「EX-ICサービス（E予約専用W）規約」（以下「IC規約（E予約専用W）」という。）の定めにより東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」という。）が貸与するEX-ICカードまたはカード会員規約第3条に定める貸与カードを当社が別に定める方法により使用し、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行わなければならない。ただし、当社のみどりの窓口等で貸与カードにより受取を行う場合は、本サービスログイン時に入力するパスワードの入力に代えて当社所定の帳票への自署等によることができるものとする。

(中略)

4. 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに以下のように取り扱うものとする。
 - (1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用**およ**びグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行う。
 - (2) 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用**およ**びグリーン車用は一切払戻を行わない。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行う。

(中略)

第11条 (還元)

1. 法人会員またはカード使用者が本サービスにおいてカード番号利用を行った場合、当社は、当社所定の方法により決定された本サービスにおけるカード番号利用代金の一部を、当社所定の方法により法人会員に対

は、当社より受託した株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が、JCB所定の方法により、本サービスにおけるカード番号利用代金から差し引くことにより行うものとする。ただし、当社は別の方法により還元を行う場合もある。

第12条（変更の可能性）

1. 当社は、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステムおよび下記に記した内容を変更することができることとする。なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとする。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとする。
 - (1) 第4条の利用環境、乗車券類購入等の受付期間、受付時間および所要回答時間。
 - (2) 第5条の申込方法。
 - (3) 第6条第5項のEXサポートダイヤルの電話番号、受付時間等。
 - (4) 第9条第1項及び同第2項の受取窓口、受取方法。

（中略）

第13条（個人情報の収集等に関する同意）

1. 本サービスに基づき当社が知り得た購入履歴およびサーバー通信履歴等の会員情報、その他カード番号使用に際し、当社がカード使用者の運転免許証・パスポート等の提示を求め、記載内容を確認し記録することまたは写しを入手することにより得た本人確認を行うための情報（以下会員情報とあわせて「個人情報」という。）についての取扱いは、以下による。
2. 法人会員は、JR東海およびJCBが前項に規定する個人情報について、本サービス提供のために予め保有し、当社との間で共同利用することに同意する。
3. 法人会員は、当社が個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意する。

し還元することがある。なお、還元の条件は当社が定め、その条件はいつでも当社が変更できるものとする。

2. 法人会員のカード会員規約第3条に反するカード番号利用、または、カード会員規約第25条の2に規定するカード番号利用が判明した場合、その内容の如何を問わず還元は中止する。また、当社が法人会員に対し、当該の不適切な使用方法によって当社より得た還元額の返還を請求した場合、法人会員は法人会員資格を喪失した後を含め、直ちに返還に応じるものとする。

第12条（変更の可能性）

1. 当社は、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステムおよび下記に記した内容を変更することができることとする。なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が有効であるものとする。また、この変更に起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負わないものとする。
 - (1) 第4条の利用環境、乗車券類購入等の受付期間、受付時間および所要回答時間。
 - (2) 第5条の申込方法。
 - (3) 第6条第5項のEXサポートダイヤルの電話番号、受付時間等。
 - (4) 第9条第1項および同第2項の受取窓口、受取方法。

（中略）

第13条（会員情報の収集等に関する同意）

1. 本サービスに基づき当社が知り得た購入履歴およびサーバー通信履歴等の会員情報、その他カード番号使用に際し、当社がカード使用者の運転免許証・パスポート等の提示を求め、記載内容を確認し記録することまたは写しを入手することにより得た本人確認を行うための情報（以下、「会員情報」という。）についての取扱いは、以下による。
2. 法人会員は、JR東海およびJCBが前項に規定する会員情報について、本サービス提供のために予め保有し、当社との間で共同利用することに同意する。
3. 法人会員は、当社が個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意する。

(1) 当社が法人会員の募集、法人会員からの本サービスの利用に際しての問合せおよび宣伝物の送付等の営業案内に関する業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、**個人情報**を当該業務委託先に預託すること。

(2) 当社と当社が**個人情報**の提供に関する契約を締結した提携会社が、商品・サービスの提供等を行うために、第1項に定める**個人情報**を共同利用すること。なお、本項に基づく共同利用に係る**個人情報**の管理について責任を有するものは当社とし、相談窓口は本規約末尾に記載の窓口とする。

4. 第1項に規定する**個人情報**については、J R東海、J C Bおよび前項に規定する業務委託先または提携会社以外に対して原則的に開示しないが、以下の項目に該当する場合開示することがある。

(1) 法人会員が**個人情報**の開示に同意している場合。

(中略)

5. 法人会員は、次の(1)または(2)に定める事項、その他本規約に定めるカード使用者および管理責任者等の**個人情報**の利用について、目的を明示した文書の配布もしくは社内イントラネットに掲載する等して、法人会員の責任においてカード使用者および管理責任者の同意を得るものとする。

(1) 本規約に基づきカード使用者および管理責任者に関する情報を法人会員が当社、J R東海およびJ C Bに対し提供すること。

(2) 本規約に基づく本サービスの利用内容が当社から法人会員に対して提供されること。

第14条 (**個人情報**の開示、訂正、削除)

1. 法人会員は、当社、J R東海、J C Bおよび前条第3項に規定する業務委託先または提携会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する**個人情報**を開示するよう請求できる。なお、開示請求は本規約末尾に記載の窓口連絡するものとする。

2. 開示請求により、万一、登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとする。

第15条 (**個人情報**の取扱いに関する不同意)

(1) 当社が法人会員の募集、法人会員からの本サービスの利用に際しての問合せおよび宣伝物の送付等の営業案内に関する業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、**会員情報**を当該業務委託先に預託すること。

(2) 当社と当社が**会員情報**の提供に関する契約を締結した提携会社が、商品・サービスの提供等を行うために、第1項に定める**会員情報**を共同利用すること。なお、本項に基づく共同利用に係る**会員情報**の管理について責任を有するものは当社とし、相談窓口は本規約末尾に記載の窓口とする。

4. 第1項に規定する**会員情報**については、J R東海、J C Bおよび前項に規定する業務委託先または提携会社以外に対して原則的に開示しないが、以下の項目に該当する場合開示することがある。

(1) 法人会員が**会員情報**の開示に同意している場合。

(中略)

5. 法人会員は、次の(1)または(2)に定める事項、その他本規約に定めるカード使用者および管理責任者等の**会員情報**の利用について、目的を明示した文書の配布もしくは社内イントラネットに掲載する等して、法人会員の責任においてカード使用者および管理責任者**等**の同意を得るものとする。

(1) 本規約に基づきカード使用者および管理責任者**等**に関する情報を法人会員が当社、J R東海およびJ C Bに対し提供すること。

(2) 本規約に基づく本サービスの利用内容が当社から法人会員に対して提供されること。

第14条 (**会員情報**の開示、訂正、削除)

1. 法人会員は、当社、J R東海、J C Bおよび前条第3項に規定する業務委託先または提携会社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する**会員情報**を開示するよう請求できる。なお、開示請求は本規約末尾に記載の窓口連絡するものとする。

2. 開示請求により、万一、登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとする。

第15条 (**会員情報**の取扱いに関する不同意)

1. 当社は、法人会員が第13条ないし第16条に定める個人情報の取扱いについて承諾しない場合、カード会員規約に定める法人会員の退会または当該カード使用者の個人名カード番号の利用を停止する手続きをとることがある。
2. 法人会員が第13条第5項の定めに従って、カード使用者または管理責任者から個人情報の利用についての同意を得なかった場合、これによって生じた一切の責任について、法人会員は自らの責任と負担においてこれを処理し、当社に何らの損害および迷惑をかけないものとする。
3. 前項に関し、当社がカード使用者または管理責任者から損害賠償請求やこれに類する請求その他の異議を受け、これにより損害を被った場合は、法人会員はその損害を賠償するものとする。

第16条（退会後の個人情報の取扱い）

カード会員規約に定める退会の申し出または第2条に定める本サービス利用資格の喪失後も、第13条に定める目的（ただし、第13条第3項（1）に定める営業案内を除く。）並びに開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用する。

第17条（法人会員およびカード使用者の義務）

1. カード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとする。
2. 法人会員は、ID、パスワードおよびハウスカード番号の暗証番号の使用および管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとする。
3. カード使用者は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとする。

第18条（法人会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 法人会員は、カード使用者の行為であるか否かに関わらず、または過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、法人会員およびカード使用者が行った一切の行為およびその結果並びにID、パスワードおよびハウスカード番号の暗証番号によりなされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものとし、法人会員またはカード

1. 当社は、法人会員が第13条ないし第16条に定める会員情報の取扱いについて承諾しない場合、カード会員規約に定める法人会員の退会または当該カード使用者の個人名カード番号の利用を停止する手続きをとることがある。
2. 法人会員が第13条第5項の定めに従って、カード使用者または管理責任者等から会員情報の利用についての同意を得なかった場合、これによって生じた一切の責任について、法人会員は自らの責任と負担においてこれを処理し、当社に何らの損害および迷惑をかけないものとする。
3. 前項に関し、当社がカード使用者または管理責任者等から損害賠償請求やこれに類する請求その他の異議を受け、これにより損害を被った場合は、法人会員はその損害を賠償するものとする。

第16条（退会後の会員情報の取扱い）

カード会員規約に定める退会の申し出または第2条に定める本サービス利用資格の喪失後も、第13条に定める目的（ただし、第13条第3項（1）に定める営業案内を除く。）並びに開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間、会員情報を保有し、利用する。

第17条（法人会員およびカード使用者の義務）

1. カード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナーおよび技術的ルールを遵守しなければならないものとする。
2. 法人会員は、IDおよびパスワードの使用並びにその管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとする。
3. カード使用者は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、および本規約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとする。

第18条（法人会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 法人会員は、カード使用者の行為であるか否かに関わらず、または過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、法人会員およびカード使用者が行った一切の行為・結果、並びにIDおよびパスワードによりなされた一切の行為・結果について、一切の責任を負担するものとし、法人会員またはカード使用者が第三者に損害を与えた場合、自己の

使用者が第三者に損害を与えた場合、自己の責任において当該第三者との紛争を解決するものとする。

(中略)

第19条 (通知および同意の方法)

1. 当社から、法人会員およびカード使用者への本サービスの運営および内容に関する通知は、当社の本サービスの予約・申込サイト上への提示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとする。
2. 前項の揭示の通知内容を反映した本サービスをカード使用者が利用したことにより、同通知の内容を法人会員およびカード使用者が承諾したものとみなす。

(中略)

第24条 (誓約事項等)

1. 法人会員は、カード会員規約に定める契約（以下「本契約」という。）締結時および将来にわたって、カード会員規約に定める会員（以下「会員」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）ではないことを誓約する。
2. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知・催告を要せず、直ちに本サービスの利用の利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させることができる。
 - (1) 暴力団等であるとき、または暴力団等であったことが認められるとき。

責任において当該第三者との紛争を解決するものとする。

(中略)

第19条 (通知および同意の方法)

1. 当社から、法人会員およびカード使用者への本サービスの運営および内容に関する通知は、エクスプレス予約案内サイト (<https://expy.jp/>) 等への提示、カード使用者への通知用として登録されている電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとする。
2. 前項の通知内容を反映した本サービスをカード使用者が利用したことにより、同通知の内容を法人会員およびカード使用者が承諾したものとみなす。

(中略)

第24条 (誓約事項等)

1. 法人会員は、カード会員規約に定める契約（以下、「本契約」という。）締結時および将来にわたって、カード会員規約に定める会員および管理責任者等（以下、「会員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないことを誓約する。
2. 当社は、会員等が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知・催告を要せず、直ちに本サービスの利用制限もしくは利用停止、または本サービスの利用資格を喪失させることができる。
 - (1) 反社会的勢力であるとき、または反社会的勢力であったことが認められるとき。
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配している、または経営に実質的に関与しているとき。
 - (3) 会員等自らあるいは第三者の不正の利益を図る目的または当社あるいは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したとき。

(2) 暴力団等への資金提供を行う等密接な交際があるとき、またはその活動を助長する行為を行ったとき。

(3) 会員自らあるいは第三者を利用して、当社に対し、詐術、暴力的または脅迫的言辞を用いたとき。

(4) 会員自らあるいは第三者を利用して、当社の名誉・信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為を行ったとき。

(5) 会員自らあるいは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為を行ったとき。

(6) 本契約の履行のために契約する第三者が、前各号のいずれかに該当するとき。

3. 当社が、前条の規定に基づいて、本サービスの利用の利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させた結果により、会員に損害が生じたとしても、当社はこれによる一切の損害を賠償しないものとする。

4. 当社は、会員が暴力団等であることを知ったときは、その後本規約に定める新たな取引を行わないものとする。

<相談窓口>

当社に対する個人情報の開示（JR東海、JCBおよび共同利用会社への開示請求を含む）・訂正・削除等の会員の個人情報に関する問合せ・相談および宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止の申し出については下記に連絡することとする。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理者を設置する。

西日本旅客鉄道株式会社 個人情報お問い合わせ窓口
〒530-8341 大阪市北区芝田二丁目4番24号 電話 0570-00-8691

(4) 反社会的勢力への資金提供を行う等密接な交際があるとき、またはその活動を助長する行為を行ったとき。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 会員等自らあるいは第三者を利用して、当社に対し、詐術、暴力的または脅迫的言辞を用いたとき。

(7) 会員等自らあるいは第三者を利用して、当社に対し、暴力的な要求行為、または法的な責任を超えた不当な要求行為を行ったとき。

(8) 会員等自らあるいは第三者を利用して、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為をしたとき。

(9) 会員等自らあるいは第三者を利用して、当社の名誉・信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為を行ったとき。

(10) 会員等自らあるいは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為を行ったとき。

(11) その他全各号に準ずる行為を行ったとき。

(12) 本契約の履行のために契約する第三者が、前各号のいずれかに該当するとき。

3. 当社が、前条の規定に基づいて、本サービスの利用の利用制限もしくは利用停止、または本サービス利用資格を喪失させた結果により、会員等に損害が生じたとしても、当社はこれによる一切の損害を賠償しないものとする。また、これにより当社が被った損害については、法人会員に対して賠償の請求を行うことができるものとする。

4. 当社は、会員等が反社会的勢力であることを知ったときは、その後本規約に定める新たな取引を行わないものとする。

<相談窓口>

当社に対する会員情報の開示（JR東海、JCBおよび共同利用会社への開示請求を含む）・訂正・削除等の会員の個人情報に関する問合せ・相談および宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止の申し出については下記に連絡することとする。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理者を設置する。

西日本旅客鉄道株式会社 個人情報お問い合わせ窓口
〒530-8341 大阪市北区芝田二丁目4番24号 電話 0570-00-8691